

# 包括的な輸入・販売禁止制度

資料1 - 2

(平成14年法律第104号[議員立法]、平成14年9月7日施行)

一部の輸入食品について違反が相次いで発見されたことから、検査の結果違反が見つからなければ輸入・販売を禁止できないそれまでの仕組みに加え、厚生労働大臣が特定の国等の特定の食品について検査を要せずに包括的に輸入・販売を禁止できる仕組みを導入。

## 検討開始

以下のいずれかの場合、検討開始

**違反食品が相当数発見**( )  
輸入食品については、検査命令開始後、直近60件の違反率5%以上の場合

または

健康被害の発生( )

または

食品を汚染する恐れがある事態が発生  
(原子力発電所事故による大規模な放射能汚染等)

国産食品については、原因不明等により、他の規定による措置を講ずることが出来ない場合に限る。

生産地 製造地等における食品衛生上の  
管理状況の調査・検討

人の健康を損なうおそれの程度等  
を総合的に勘案

食品衛生上の危害の発生を防止するため  
特に必要があると認められる場合

関係行政機関の長の協議

薬事 食品衛生審議会の意見

輸入販売を禁止